

社会福祉法人 小榊アスカ福祉会 行動計画
(女性活躍推進法)

職員がその能力を発揮し、職業生活と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 目 標 職員が長く定着し活躍できる職場環境の整備を進めることによって、男女ともに平均勤続年数を現状より1年延長させる。
3. 取り組み内容と実施時期
 - 令和4年4月～ 仕事と家庭を両立するために利用できる支援制度とハラスメント防止について、再度職員に周知する。
 - 令和4年4月～ 就労に関する窓口を各事業所に設け、継続就労やワークライフバランスの実現のために業務の課題や問題点を、ヒアリングやアンケートにより把握する。
 - 令和4年10月～ ヒアリング結果を踏まえて、就労環境・条件の見直しを実施し、定期的に課題や問題点を整理し改善策を検討する。
 - 令和5年4月～ 職員との個別面談においてキャリアプラン等を相談する等、働く上での問題点等のヒアリングを行い、中長期的な視点で育成を行うとともに、職場内のトラブルを未然に防ぐ。